

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しについての意見書

2013年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、子どもの貧困対策法）に基づいて2014年に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、大綱）は、本年、5年ごとの見直しとなる。

本年6月12日、子どもの貧困対策法の改正案が参議院で可決された。また、大綱の見直しは有識者会議などで議論されてきている。しかし、その内容は不十分であり、市民団体や当事者団体などからの要望を踏まえて見直すべきである。

これまでの子どもの貧困対策法と大綱では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」が貧困対策の柱とされている。加えて、子どもの貧困により有効な手だてを講ずるために、参議院での附帯決議に留意して、大綱を適切に改定すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項の対策をとることを強く求める。

記

- 1 目的・基本理念として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの最善の利益の実現、子どもの意見を聞くシステムの構築を明記すること。
- 2 市区町村ごとに子どもの貧困対策についての計画を立てること。
- 3 義務教育の完全無償化など、全ての子どもを対象とする普遍的な政策を基本にすること。
- 4 親や家族への支援と、労働や雇用環境の改善と所得再分配の強化が不可欠であると明らかにすること。
- 5 ひとり親家庭の貧困率を先進諸国（OECD加盟国）の平均値並みとする改善目標の設定と検証体制の構築を明記すること。
- 6 子どもの生活実態を把握する全国的な調査の実施と、子どもの貧困を多様に把握するための指標の開発・研究を進めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司